

函 子 サ

令和3年(2021年)8月25日

民生常任委員会委員 様

子ども未来部長

資料の配付について

このことについて、下記資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

認定こども園等に係る階層区分および利用者負担額の決定通知の誤りに
ついて …… 1～2

(子ども未来部子どもサービス課)

認定こども園等に係る階層区分および利用者負担額の決定通知の誤りについて

1 概要

幼児教育・保育の無償化に伴い、在園児に対する経過措置を設けたうえで、年少扶養控除のみなし適用を廃止したところであるが、年に一度行う令和3年9月以降の認定こども園、幼稚園および保育所に係る利用者負担額の一括算定等において、経過措置の対象とならない一部の保護者に年少扶養控除のみなし適用をし、誤った階層区分および利用者負担額を各施設とその利用児童の保護者に通知してしまったものである。

2 経過

- 8月4日（水） 利用者負担額を電算システムで一括算定
- 8月13日（金） 各施設を通じて、保護者に利用者負担額決定通知書、副食費徴収免除決定通知書を送付
- 8月17日（火） 新規入所者の入所手続の確認中に、経過措置の対象とならない利用者負担額の算定において、年少扶養控除がみなし適用されている事案を発見
- 8月18日（水） 誤ってみなし適用した保護者を特定し、正しい階層区分および利用者負担額を決定するとともに、各施設に徴収手続きを一時停止してもらうよう依頼
～8月24日（火） また、副食費徴収免除決定通知書にも誤った階層区分が記載されていることを発見
- 8月24日（火） 誤った利用者負担額を通知した保護者に謝罪の電話
- 8月25日（水） 保護者および各施設にお詫びの文書とともに正しい決定通知書を送付

3 件数

<利用者負担額決定通知書>

施設区分	発送件数	階層区分の誤り	うち利用者負担額の誤り
認定こども園	1,336件	128件	23件

<副食費徴収免除決定通知書>

施設区分	発送件数	階層区分の誤り
認定こども園	1,033件	44件
幼稚園	86件	7件
保育所	85件	7件
合計	1,204件	58件

4 原因

電算システムにおいて利用者負担額を算定するにあたり、経過措置の対象とならない保護者については、一括算定の処理後、個別にデータの取込処理をし、みなし適用がされないようにする必要があったところ、これまで新規利用者等を対象とした随時の算定処理において、年少扶養控除のみなし適用がされずに正しく算定されていたことから、一括算定の処理においても同様に算定されるものと考えていたため、誤った決定通知をしてしまったものである。

5 今後の対応

事務処理方法を正確に記載したマニュアルを再整備するほか、今後制度改正があった場合には適正かつ速やかに更新を行うとともに、利用者負担額の一括算定においては、あらかじめ確認事項を明確にしたチェックリストを作成し、確認作業を徹底する。

■ 年少扶養控除のみなし適用

子どもが3人以上いる多子世帯の負担軽減のため、市独自の軽減措置として、税控除における廃止前の年少扶養控除が適用されたものとみなして利用者負担額を算定していたものである。

みなし適用は、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い廃止したが、その時点でみなし適用を受けていた子どもについては、経過措置として3歳到達まで適用することとした（令和3年度で経過措置終了）。